

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	2	第1章	第1節	5	(2)	ア	市民のスポーツ活動を推進し、健康寿命延伸に寄与する体育館	現在開催されている主要な競技大会の概要と参加人数等をご教示ください。	令和5年度に行われた主要な競技大会は以下のとおりです。 ●前期全道クラス別ダンス協議会（小樽ボールルームダンス連盟、5月、参加200名） ●第72回北海道学生バドミントン選手権大会（小樽地区バドミントン協会、6月、参加900名） ●第75回北海道バドミントン北海道予選会（小樽地区バドミントン協会、6月、参加1000名） ●道新杯少年剣道大会（小樽剣道連盟、6月、参加600名） ●2023年度北海道卓球選手権大会（小樽卓球連盟、8月、参加550名） ●第41回北海道知事杯争奪北海道ダンス選手権大会（小樽ボールルームダンス連盟、9月、参加300名） ●第43回道新カップ北海道小学生バレーボール大会・道央大会（小樽小学生バレーボール連盟、11月、参加400名） ●第76回全国高等学校バスケットボール選手権大会（小樽地区バスケットボール協会、11月、参加800名） ●第54回北海道室内テニス選手権（一般）（小樽テニス協会、2月、参加40名） ●全道自治体職員フットサル大会（南ブロック）（小樽地区サッカー協会、3月、参加500名）
2	3	第1章	第1節	5	(2)	エ	環境に配慮し、将来を見据えた、持続可能な体育館	新総合体育館の想定利用者数(日・月・年)と稼働率をご教示ください。	新総合体育館の想定利用者数は未定です。 現総合体育館の各室の専用利用率(平成30年度実績※コロナ以前)は以下のとおりです。 ●アリーナ:45.9% ●第1体育室:36.6% ●第2体育室:42.2% ●第3体育室:7.3% ●第4体育室:69.0% なお、現総合体育館の令和5年度利用者数(月・年)を要求水準書の閲覧資料として追加します。
3	3	第1章	第1節	7	(1)	ア	事前調査業務	敷地測量及び地盤調査等の事前調査業務の仕様については事業者側に一任され、小樽市が同業務を発注する際の仕様には影響されないもの(民間仕様)と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
4	3	第1章	第1節	7	(2)	ウ	建設業務に含む什器・備品等の調達及び設置業務	(前段) 什器・備品の選定に対し、後で決まる運営者の意見は反映されるのでしょうか。その場合、運営者は「市」側の意見と同等とし、リスク分担され则认为てよろしいのでしょうか。 (後段) また、運営者の決定はいつ頃になると想定すればよろしいのでしょうか。	(前段) 未定です。内容に応じて、協議によるものとします。 (後段) 未定です。
5	3	第1章	第1節	7	(2)	オ	近隣対応・対策業務	敷地に直接隣接するのはほとんどが市所有建物、グラウンドとなりますが、体育館やグラウンドの利用者、小学校への対応は「市」が窓口となることでよろしいのでしょうか。	原則、お見込みのとおりですが、事象に応じて、協議によるものとします。
6	4	第1章	第1節	8			提案施設	「当該提案施設の整備に係る費用負担は、全て本市とする。」とありますが、以下の費用も市負担に含まれると考えてよろしいのでしょうか。 ①設置部分の面積に応じた躯体按分費 ②提案施設に必要な電気・空調・衛生設備および子メーターの費用 ③提案施設に要する什器・備品の費用 ④提案施設に関する設計費・監理費(面積按分又は積上げ)	お見込みのとおりです。 入札説明書で示すサービス対価の予定価格に含まれるものとします。
7	4	第1章	第1節	8			提案施設	運営者の選任、契約行為等についても事業者の責において提案することになるのでしょうか。	運営者の選任、契約行為等については本市が別途行います。 なお、提案施設について提案を予定する事業者は、実現性・効率性についても十分配慮の上、提案してください。
8	4	第1章	第1節	9	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	「設計業務に係るサービス対価」の支払は設計完了後となっていますが、基本設計完了時、実施設計完了時にそれぞれ請求できると考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書等にて提示します。
9	4	第1章	第1節	9	(1)	ア	設計・建設・工事監理業務の対価	建設・工事監理業務の対価は「年度ごとの出来高に応じて支払う」とされていますが、年度ごとの出来高に応じて前払金、部分払い、年度末出来高払いがあると考えてよろしいのでしょうか。	年度ごとの出来高に応じて前払金等を想定しています。詳細は入札説明書等にて提示します。
10	4	第1章	第1節	10			事業スケジュール	事業スケジュールの設定(予定)に際し「設計・第1期建設期間(契約締結日:令和7年12月頃～令和11年2月)39ヶ月」の設計業務期間と建設工事期間をどのように設定されたかをご教示ください。またその際に「週休2日の導入(設計/建設業務)」と「冬季施工休止の導入(建設業務)」についてご教示ください。	要求水準書(案)の内容や市場性を考慮した上で、設定しています。 また、「週休2日の導入」や「冬季施工休止の導入」については、事業者の提案によるものとします。
11	4	第1章	第1節	10			事業スケジュール	開業準備期間の令和11年3月1日から末日までの期間は、既存建物の解体準備期間と考えてよろしいのでしょうか。何か想定されている業務はありますか。	本施設の開業準備にかかる期間として、設定しているものです。事業者の提案によるものとします。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
12	4	第1章	第1節	10			事業スケジュール	「提案施設」に係る什器・備品の設置、開業準備は、「開業準備期間」に実施されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
13	5	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	9月9日の現場説明会において、実施方針(案)に随時訂正・追加が行われると説明がありましたが、定期的に変更改訂が行われるのでしょうか。それとも1回目2回目の質問の回答後に行われるのでしょうか。	必要に応じて、適宜訂正・追加を行い、市ホームページにおいて公表します。
14	5	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	9/9の現地説明会において、実施方針(案)に随時訂正・追加が行われると説明がありましたが、その周知方法についてご教示願います。	市ホームページにおいて公表します。
15	9	第2章	第3節	1	(5)		入札参加者の構成等	小樽市内の下請け希望業者について業者名リストを提示いただく事は可能でしょうか。	下請機会の公平性等の観点から、市側においてリストの提供や業者の斡旋等を行うことはできません。共同企業体の構成員となる市内に本店を有する事業者の意見や市HP等において公表されている、小樽市入札参加資格者名簿等を活用し、各事業者において選定してください。
16	9	第2章	第3節	1	(5)		入札参加者の構成等	「可能な限り小樽市内に本店・・・努めるとともに、」、「・・・市内企業の育成や地元経済の振興に配慮しながら、・・・」とありますが、貢献度の評価や確認、ペナルティは平成24年に実施された小樽市立病院新築工事と同等と考えてよろしいでしょうか。	貢献度の評価は、入札説明書等にて提示します。なお、提案内容は実施することが前提になります。
17	10	第2章	第3節	2	(1)	ウ	設計業務を行う者	基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績とありますが、どちらか片方の実績ではなく、同一業務での基本・実施設計完了の実績が必要と考えてよろしいでしょうか。	必ずしも同一業務である必要はありませんが、基本設計業務及び実施設計業務それぞれの実績が必要です。
18	10	第2章	第3節	2	(1)	ウ	設計業務を行う者	屋内温水プール施設に対しての要件は、25m以上のみであり、発注者(官民間問わず)、施設の面積、レーン数、公認に関する制約は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	10	第2章	第3節	2	(1)	ウ	設計業務を行う者	官公庁案件におけるPFI事業での設計業務は官公庁実績に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、法定再開発事業はいかがでしょうか。	参加資格要件に規定する実績要件等を満たす場合は、PFI事業や法定再開発事業での設計業務も官公庁実績に含まれます。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
20	10	第2章	第3節	2	(1)	エ	設計業務を行う者	(前段)寒冷地で官公庁が発注した施設となっていますが、構造、規模、用途は問わないということでしょうか。 (後段)少なくとも規模の条件がなければ「本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績」と矛盾するのではないのでしょうか。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)参加資格要件に規定する実績要件等は本事業への参画にあたり、最低限満たす必要がある要件としております。「本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績」は、規定する要件を満たした上で、事業者の提案によるものと考えています。
21	10	第2章	第3節	2	(1)		設計業務を行う者	技術者要件は設定されないと考えてよろしいでしょうか。	法令上必要な要件以外の条件は設けていません。
22	10	第2章	第3節	2	(2)	ア	建設業務を行う者	「建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、同法別表第一に定める建設工事につき特定建設業の許可を受けたものであること」と記載がありますが、これは「建築一式工事に対して特定建設業の許可を受けたもの」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	10	第2章	第3節	2	(2)	エ	建設業務を行う者	小樽市内に本店を有する企業の「経営事項審査点数」の条件はございますか。	「第2章第3節 2. 業務実施企業の参加資格要件」に示す内容以外の条件は設けていません。
24	10	第2章	第3節	2	(2)		建設業務を行う者	建設業務の企業体は「ア・イ・ウ」を1者が満たした場合、「エ」の企業1者を含めた2者の企業体での参加が可能と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、「エ」の企業も「ア・イ」の要件を満たす必要があります。
25	10	第2章	第3節	2	(2)		建設業務を行う者	本節2(2)の規定に建設業務を行う配置予定者に関する要件がございませんが、資格及び工事経験等の条件についてご教示ください。	「第2章第3節 2. 業務実施企業の参加資格要件」に示す内容及び法令上必要な要件以外の条件は設けていません。
26	10	第2章	第3節	2	(3)		工事監理業務を行う者	上記質問No.18～21の「設計業務を行うもの」と同様の内容。	実施方針(案)に関する質問への回答No.18～21を参照ください。
27	12	第2章	第3節	5			入札参加者の変更	「追加及び変更を可能」とする期間は、参加資格表明の令和7年4月上旬以降、入札及び提案に係る書類提出日の令和7年6月上旬までと考えてよろしいでしょうか。	参加資格要件の確認基準日(資格審査書類を受付した日)から落札者決定の日までとなります。
28	14	第3章	第3節	1	(1)		共通	セルフモニタリングは「モニタリングに関するガイドライン(平成30年10月内閣府)」に準拠すると理解して宜しいでしょうか。	セルフモニタリングの方法は、事業者の提案を踏まえ、本市と協議により決定するものとします。
29	22	資料1		24			物価変動	着工までの物価変動の比較基準日は入札日と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等にて提示します。

実施方針（案）に関する意見への回答

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
1	5	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	入札公告が1月上旬であれば提案の検討期間が5か月となります。入札及び提案に要する期間を長く頂くために9月上旬に予定している落札者決定及び公表の時期を10月上旬にして頂きたい。	ご意見として賜ります。募集及び選定スケジュールを見直します。詳細は実施方針(案)を参照ください。
2	5	第2章	第2節	1			募集及び選定スケジュール	建設コストの高騰が続く中、適正な工事費を算出し予定価格内に抑えるには十分な検討期間が必要ですが、入札及び提案に係る書類の受付締切が令和7年6月上旬、入札の公告が1月上旬だと提案の検討期間が5か月しかありません。11月中旬の仮契約以降の日程を変更しない範囲で、提案締切を8月上旬、プレゼンテーションを9月中旬、落札者の決定を9月下旬などに変更していただきたい。	
3	10	第2章	第3節	2	(2)	イ	建設業務を行う者	「方針案9ページ 2.業務実施企業の参加要件資格」に「小樽市指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業」とあります。本業務が技術的に難しい大型工事であることをふまえると、資格者名簿の建築工事のA1に登録されていることを参加要件とすべきと考えます。(小樽市立病院の時はA1に限定されていました)	建設業務を行う者の要件は、小樽市共同企業体設置要綱に準じて設定しています。
4	10	第2章	第3節	2	(2)	イ	建設業務を行う者	小樽市指名競争入札における参加対象工事金額の基準において、6,000万円以上の工事はA1に格付された業者を対象としております。本工事は技術的に難しい大型工事であることを鑑み、資格者名簿の建築一式工事のA1に登録されていることを参加要件とすべきと考えます。	
5	11	第2章	第3節	3	(10)		入札参加者の制限	「実施方針公表以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする」とありますが、日常的な業務で接触することが考えられる小樽市の職員が委員となっています。現状の表現では失格とされないように自主規制により通常業務に支障をきたすおそれがありますので、「本事業に有利な計らいを得るために接触を試みた者」など、失格となる要件を明確にしたい。	「本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者」と規定しています。
6	12	第2章	第4節	1			著作権	提案書の中には、企業として公開できない内容も含まれるため、公表に当たっては、著作者と公表可否を協議の上とするようお願いします。	入札参加者との協議によるものと考えています。

No	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	意見内容	回答
7	21	資料1		5			契約締結	契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能のリスク負担は、小樽市と事業者が主分担となっていますが、議会承認については事業者のリスクは無しあるいは従分担が妥当と考えます。	議会と市は別の機関であることから、議会承認が得られないことにより契約締結の遅延や締結不能の事象が生じた場合、それまでに要した費用は、双方の負担とすることを想定しています。
8	21	資料1		19			環境問題	発生土に含まれる自然由来のヒ素、六価クロムの処分費は、市の負担としていただきたい。	事象に応じて、協議によるものとします。
9	21	資料1		19			環境問題	既存敷地内に埋設されていた有害物質等の排出、漏洩は、敷地所有者の責任と考えられるため、市の負担としていただきたい。	事象に応じて、協議によるものとします。
10	21	資料1		22 23			第三者賠償 不可抗力	いずれのリスクも事業者が従分担とされていますが、不可抗力等による賠償については事業者の負担は無しが妥当と考えます。	事業者もリスクの一部を負担するため従分担としています。詳細は、入札説明書等にて提示します。
11	22	資料1		35			事業の中断	法令変更等、両者の事由によらない事業中断について、小樽市と事業者が主分担となっていますが、事業者のリスクは無しあるいは従分担が妥当と考えます。	事由に応じて判断します。詳細は、入札説明書等にて提示します。
12	22	資料1		47			計画変更	「施設完成前に市が発案した軽微な変更」については「軽微」の定義が不明確なため、事業者の費用負担が生じるものは市の負担としていただきたい。	「軽微な変更」とは、追加的な費用負担を伴わない変更を指します。

要求水準書（案）に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			46	第2章	第3節	1					e	業務の対象範囲	「・・土壌調査等を事業者の責任で行い」との記載がございますが、土壌汚染対策法に基づく調査業務と理解して宜しいでしょうか。土壌汚染対策法での調査業務の場合であれば「土壌汚染調査は土地所有者の義務であり土壌汚染は土地所有者の責任」と理解しておりますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりですが、調査費用は入札説明書で示すサービス対価の予定価格に含まれており、調査業務は事業者にて実施してください。
2	○			49	第2章	第3節	9						プール公認申請	プール公認の申請者は小樽市長になると思われますので、公認を受けるのは小樽市で、事業者は申請書類の作成、公認を受けるための事前協議等に協力すると考えてよろしいでしょうか。	プール公認規則において所有者と申請者は別であり、日本水泳連盟に対して、所有者ではない設計者・施行者等が申請者として公認申請を行うことは可能であることを確認しています。
3	○			49	第2章	第3節	9						プール公認申請	プール公認の申請者は小樽市長になると思われます。そうであれば公認を受けるのは小樽市で、事業者は申請書類の作成や事前協議等に協力すると考えてよろしいでしょうか。	
4	○			51	第3章	第2節	1					(8)	業務期間	「建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする」と記載がありますが、建築工事における配置予定技術者の拘束期間もこの期間に準ずると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○			52	第3章	第3節	2					k	工事車両動線	9月9日の現場説明会において、初音橋の補強が必要との説明がありましたが、水準書には事前協議とあるのみです。補強が必要だとすれば市側で事前に実施していただけないでしょうか。	担当課と協議の上、事業者の責任において必要な対策行ってください。なお、閲覧資料として仮設補強図(参考)を追加します。また、要求水準書(案)第3章第3節2.kを見直しているため、合わせてご確認ください。
6	○			54	第3章	第3節	4	(3)				f	アスベスト調査	工事着手前のアスベストの事前調査について「調査費用は市が負担する」となっていますが、提案価格に含まれるのでしょうか。調査の結果除去範囲が拡大した場合、費用と工期の延長は契約変更対象と考えるとよろしいでしょうか。	調査費用は予定価格に含まれます。追加の費用や工期の延長については、事象に応じて、協議によるものとします。